

## 淀川区生涯学習推進会議開催要綱

### (目的)

第1条 淀川区における生涯学習推進を図るため、次の各号に掲げる事項について淀川区生涯学習推進本部と連携して、協議または研究を行う会議を開催する。

- (1) 生涯学習推進計画進捗状況調査の実施に関する事。
- (2) 生涯学習推進のための諸施策の企画及び調整に関する事。
- (3) 機関、団体、施設等が行う生涯学習事業への提言に関する事。
- (4) その他、生涯学習推進のために必要な事項に関する事。

### (開催期間)

第2条 会議は概ね2年間開催する。

### (組織)

第3条 会議の委員は、別表に掲げる団体の代表者(推薦された者)及び学校園長等の代表者により構成する。

### (役員)

第4条 本会議に次の役員をおく

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名し会議において承認を得る。

### (役員の仕事)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその仕事を代行する。

### (参加・顧問・相談役)

第6条 この会議に参加・顧問及び相談役を置くことができる。参加は、淀川区長を充て、顧問・相談役は、本会議の推薦により委員長が委嘱する。

### (会議)

第7条 会議は、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、その議事に関係ある有識者を会議に出席要請し、意見を求めることができる。

### (委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (庶務)

第9条 会議の庶務は、淀川区役所において処理する。

### (施行の細目)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成12年10月20日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から一部改正する。

ただし、設置当初の役員の任期は、平成14年3月31日までとする。

この要綱は、平成19年6月15日から一部改正する。

この要綱は、平成25年3月21日から一部改正する。

ただし、開催期間終了後、生涯学習推進の必要に応じて、改めて開催することができる。

(順不同)

団	体	名
1		淀川区人権啓発推進協議会
2		大阪市人権啓発推進員淀川区連絡会
3		加島・三津屋地区人権教育研究ネットワーク
4		淀川区地域女性団体協議会
5		淀川区PTA協議会
6		淀川区子供会連合協議会
7		淀川区体育厚生協会
8		淀川区スポーツ推進委員協議会
9		淀川区老人クラブ連合会
10		淀川区青少年指導員連絡協議会
11		淀川区青少年福祉委員連絡協議会
12		淀川区生涯学習推進員連絡会
13		淀川区地域ネットワーク委員会
14		淀川区生涯学習関連施設連絡会
15		淀川区学校園長（中学校）
16		淀川区学校園長（小学校）